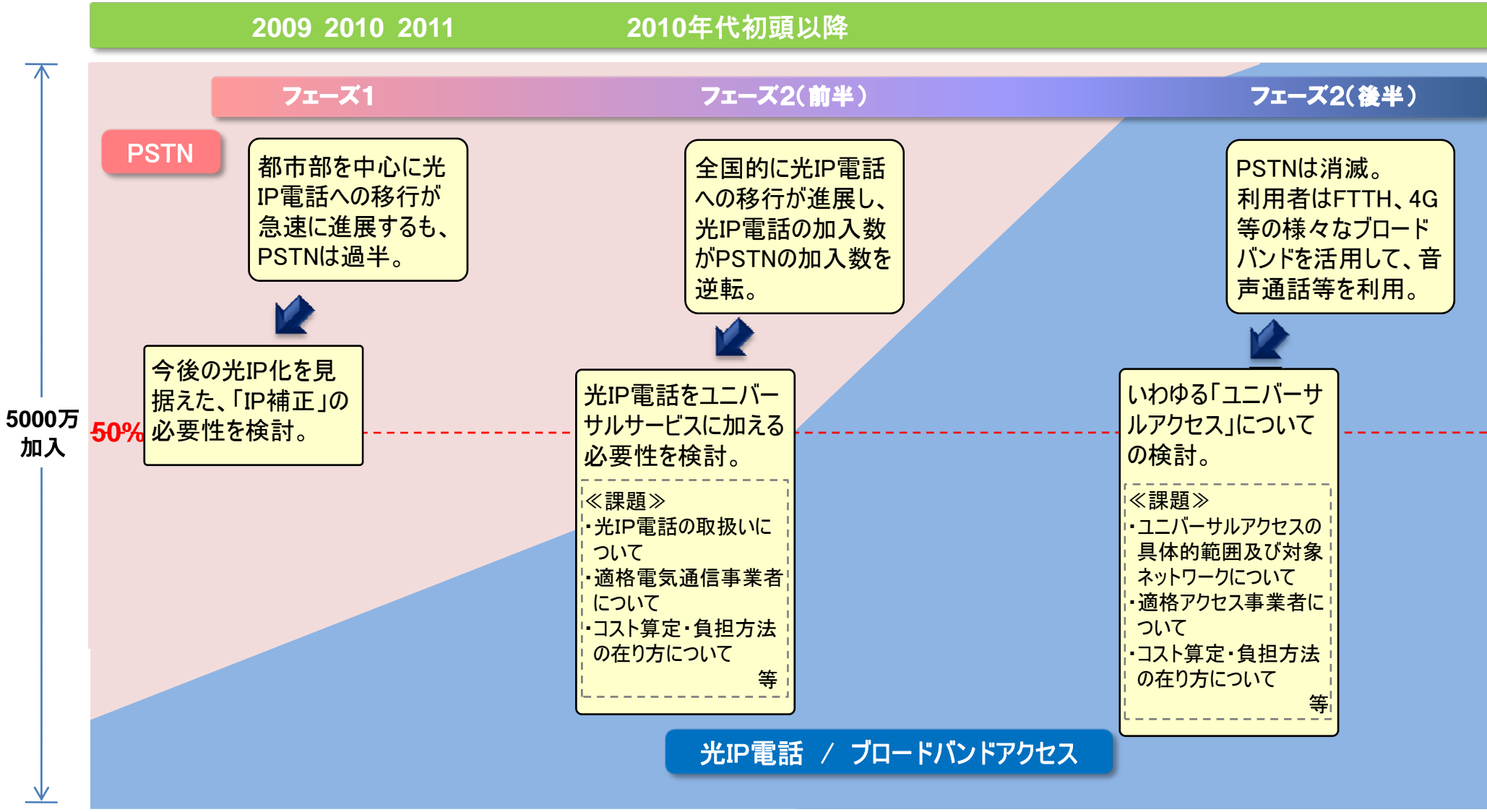


今後のユニバーサルサービスの在り方について

平成20年9月16日

今後のユニバーサルサービスの在り方（案）



【参考】

★ 2010年度
NTT持株「概括的展望」

★ 2010年度
光アクセス加入者目標2000万加入



NTT東西の加入電話から光IP電話への移行が進み、光IP電話が過半を占める状況。

検討課題

《検討課題1》 光IP電話の扱いについて

▶▶ 別添1参照

過半を占めている光IP電話は、0ABJ番号が付与され、その条件として加入電話と同等の品質が求められることから、加入電話と一定の同等性を有するサービスと位置づけることが可能。

- ➡ 光IP電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについて検討することが適当ではないか。
- ➡ 光IP電話が加入電話の代替サービスとなりうる場合にはPSTN設備の撤去等を認めることを検討すべきではないか。

《検討課題2》 適格電気通信事業者について

▶▶ 別添2参照

技術の進展や光IP電話の普及とともに、必ずしも加入電話の提供を求められないケースが増加。

- ➡ 適格電気通信事業者の要件をどのように考えるか。
- ➡ 適格電気通信事業者の業務区域について、より狭い業務区域を単位とすることも考えられるか。

《検討課題3》 コスト算定方法について

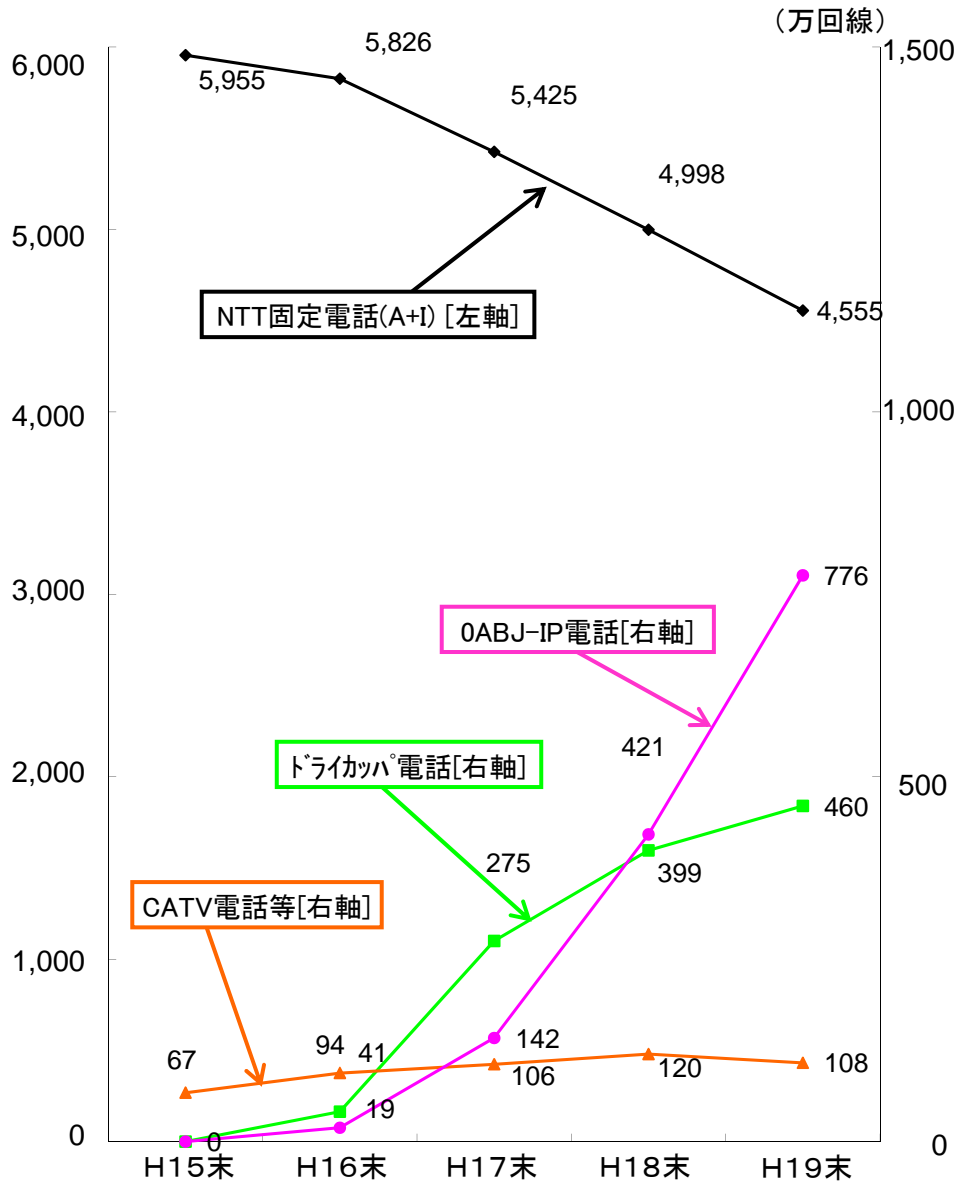
▶▶ 別添4参照

- ➡ 光IP電話を新たにユニバーサルサービスの範囲とする場合、どのようなコスト算定方法が考えられるか。

《検討課題4》 コスト負担方法について

- ➡ 光IP電話を新たにユニバーサルサービスの範囲とする場合においても、光IP電話は電気通信番号が付与されていることから、引き続き、現行の電気通信番号ベースによる拠出方法をとることが適切なのではないか。

固定電話回線数の推移

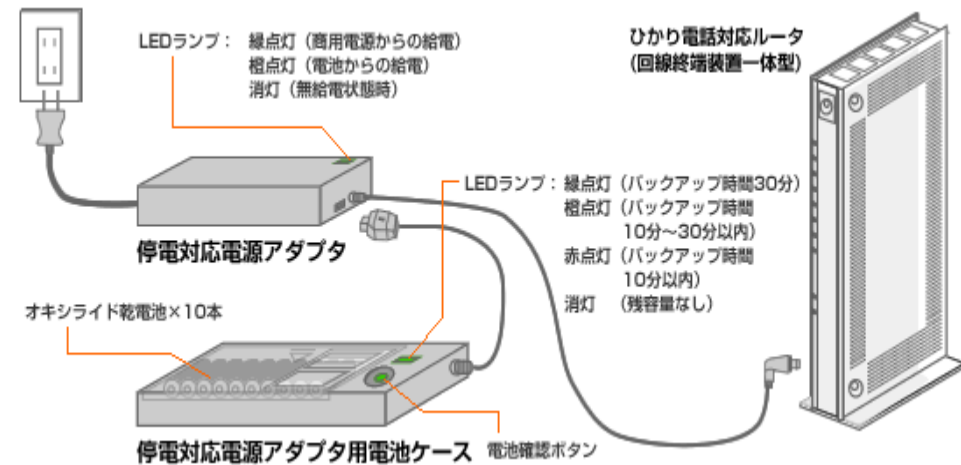


加入電話と同等のサービス例

国・自治体の支援策により、加入電話と同程度の低廉な料金で提供される光IP電話サービスが、岩手県住田町、岡山県真庭市、大分県豊後高田市等において登場してきている。

加入電話と同等の品質の確保例

光IP電話は局給電というくみを具備していないため、停電時の緊急通報の発信を行うためには、端末側で給電措置を講じる必要がある。NTT東日本では、「ひかり電話停電対応機器」のレンタル(月額500円)を行っており、これにより約30分間の光IP電話の利用が可能となる。

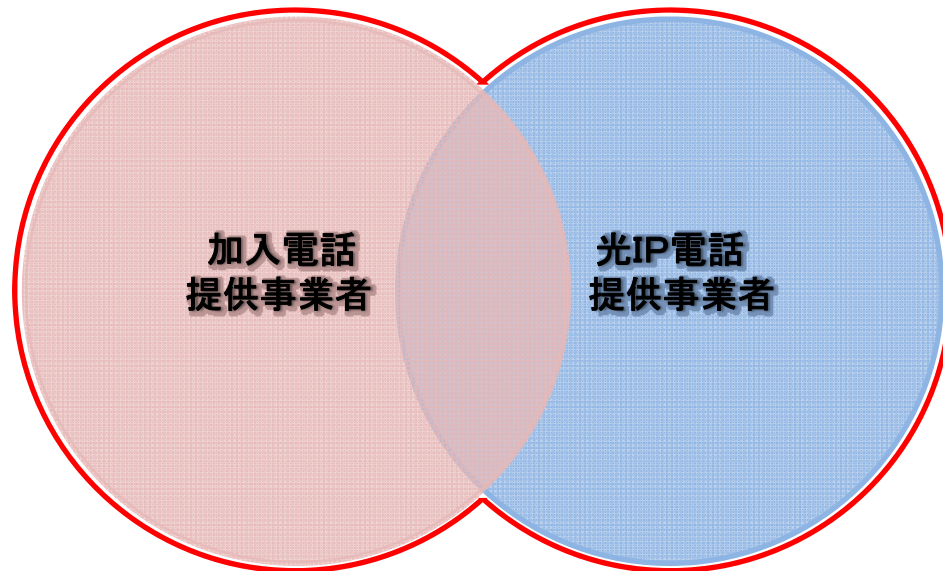


(出典)NTT東日本ホームページ

フェーズ2（前半）においては、技術の進展や光IP電話の普及とともに、必ずしも加入電話の提供を求められないケースが増加することが想定される。

（例） 都市部の新築マンションにおいてデベロッパから光IP電話のみの提供を要求されるケース、自治体が光IP電話への移行を推進するケース 等

➡ 加入電話と同等の低廉な料金で提供される光IP電話がユニバーサルサービスと位置づけられる場合には、適格電気通信事業者の要件や業務区域をどのように考えるか、検討すべきではないか。



《適格電気通信事業者となりうる電気通信事業者》

- 加入電話と光IP電話両方を提供している事業者

- 加入電話と光IP電話両方を提供している事業者
と光IP電話のみを提供している事業者

フェーズ2（後半）における検討課題（案）



サービスの種類にかかわらず、ブロードバンドアクセス網を経由し、一定の要件を満たすサービスが利用可能な状況を確認

検討課題

《検討課題1》ユニバーサルアクセスの具体的範囲及び対象ネットワークについて

▶▶ 別添3参照

➡ どのようなブロードバンドネットワークをユニバーサルアクセスとしてとらえるべきか。

ユニバーサルアクセス = 「一定の要件を満たすサービスが利用可能であるアクセス網」という基準を設けることが妥当ではないか。

→ 現行の加入電話と同等のQoS水準の音声サービス、…etc.

《検討課題2》適格アクセス事業者について

➡ ユニバーサルアクセスを採用する場合、複数の事業者が適格アクセス事業者となり得るのではないか。その場合、どのようにして適格アクセス事業者を選定するのか。

➡ 適格アクセス事業者が市場から撤退する可能性について、どのように考えることが適当か。

《検討課題3》コスト算定の在り方について

▶▶ 別添4参照

➡ ユニバーサルアクセス網の維持ができ、補てん対象額等の低廉性が確保されるようなコスト算定の在り方を検討するべきではないか。

《検討課題4》コスト負担方法(拠出方法の在り方)について

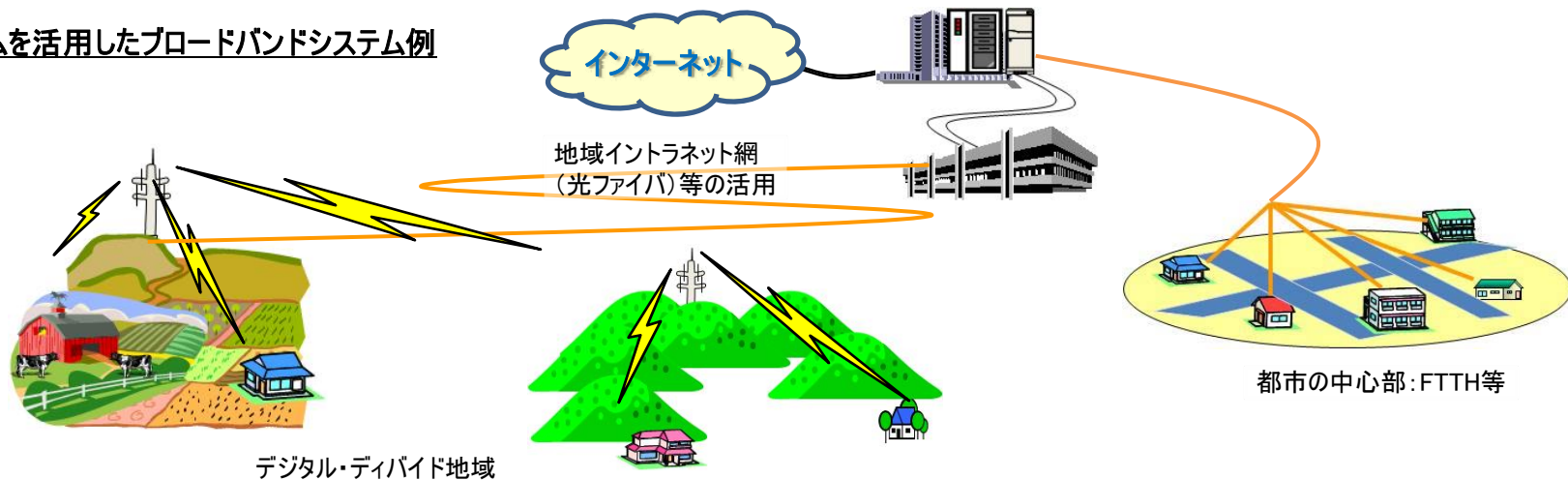
▶▶ 別添5参照

ユニバーサルアクセスを維持することにより得られる便益は、必ずしも音声電話機能が利用できることに限定されることなく、あらゆるパケット流通の確保が可能という一定の受益が確保されることとなる。

➡ 電話役務にのみ着目した、現行の電気通信番号ベースによる拠出方法の変更が求められ、より広範な通信事業者等を負担事業者の対象とするべきではないか。

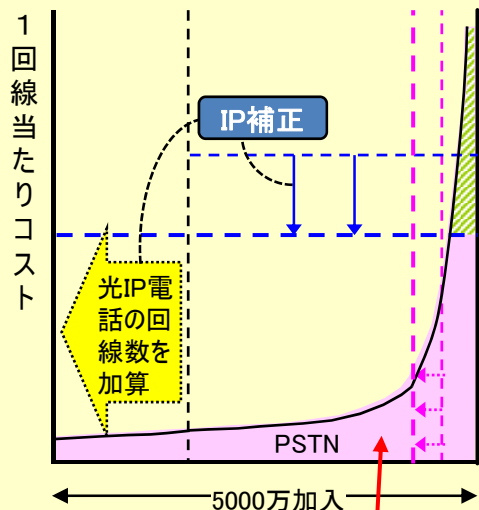


無線システムを活用したブロードバンドシステム例



フェーズ1

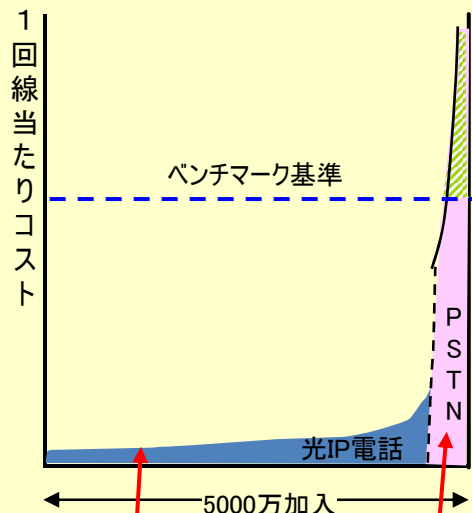
PSTNが過半を占めるも、都市部を中心に光IP電話の普及が進展。ベンチマーク方式では、IP化によって補てん対象額が減少するためIP補正が必要ではないか。



PSTNの加入者回線等のコストをLRICで算定

フェーズ2(前半)

光IP電話が過半を占め、PSTNは高コスト地域でのみ提供。光IP電話もPSTNと併せてユニバーサルサービスの対象する場合には、高コスト地域のPSTNの補てんが必要ではないか。

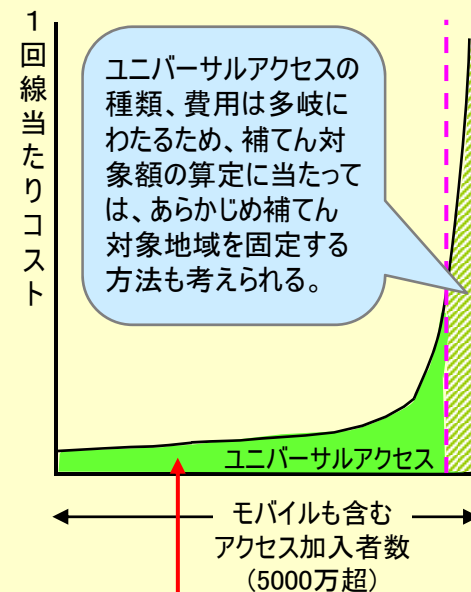


光IP電話のコストを何らかの方法で算定

PSTNのコストをLRICで算定

フェーズ2(後半)

ユニバーサルアクセスが全国に普及。ユニバーサルアクセスの提供の維持が困難な高コスト地域については、その維持に資するため一定の補てんが必要ではないか。



ユニバーサルアクセスのコストをLRIC等の方法で算定



ユニバーサルアクセスを維持することにより得られる便益は、必ずしも音声電話機能が利用できることに限定されることなく、あらゆるパケット流通の確保が可能という一定の受益が確保される。

